

施工状況の報告を求める工程一覧

山形県村山総合支庁建設部建築課

建築基準法施行細則（昭和37年4月山形県規則第18号）第16条の規定による施工状況の報告は、下記のとおり指定することを原則としています。

なお、報告の手順は次のとおりです。

- ① 報告が必要な工程を指定した場合は、確認済証交付のお知らせに記載します。
- ② 工事監理者は、指定した工程に達したときは、直ちに工程施工状況報告書（別記様式第11号の2）に、確認申請図書と現場が一致していることが確認できる工事写真を添付して、提出してください。
- ③ 報告を受けた後に、建築課職員が現場確認をする場合がありますので、工事監理者の立会いをお願いします。

記

1 構造及び建築物の規模により指定するもの

構造	鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	木造又は混構造
建築物の規模	延べ床面積3,000㎡を超える 又は 階数が3以上かつ延べ床面積が500㎡を超えるもの（ただし、中間検査申請が必要な工程を除く。）	法第6条第1項第1号から第3号に係るものの中から、個別に判断します
指定する工程	1) 鉄筋（鉄骨鉄筋）コンクリート造の場合 基礎及び各階ごとの配筋を終了したとき 2) 鉄骨造の場合 基礎の配筋及び各階ごとの構造耐力上主要な部分の組立を終了したとき	建方を終了したとき
必要な写真	配筋の状況、柱・梁・ブレース及び床の部材寸法・継手及び仕口が、申請図書と一致することを確認できるもの	

2 法令の規定が適用されることで指定するもの

適用規定	防火区画等 ^{※1} を設ける場合	建物の位置の制限 ^{※2} がある場合
指定する工程	当該工事を終了したとき	遣形を終了したとき
必要な写真	施工位置、壁下地、防火材料の種類及び厚さ等が、申請図書と一致することを確認できるもの	道路・隣地境界から壁面の離れ、道路中心・地盤面からの高さ等が、申請図書と一致することを確認できるもの

※1 防火区画等とは、防火区画、界壁、隔壁、防火上主要な間仕切壁になります。

※2 建物の位置の制限とは、外壁後退（低層住居専用地域）、道路斜線、北側斜線、日影規制等になります。

3 その他、建築主事が必要を認めて指定するもの

工程施工状況報告書（別記様式第11号の2）は、次ページを参照してください。

村山総合支庁建築課のホームページから施行細則の様式全部のWordファイルをZip形式でダウンロードできます。山形県のトップページから【組織別一覧】総合支庁】村山総合支庁】村山建築課】のページ内・審査指導担当 ①建築基準法に基づく確認、検査 → 6 確認申請に関連する届出等に必要な山形県の様式（建築基準法施行細則） からリンクしています。

（アドレス <http://www.pref.yamagata.jp/ou/sogoshicho/murayama/301076/kenchikukizyun/kakuninnkensa.html>）

<p>工程 施 工 状 況 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>建築主事 殿</p> <p style="text-align: center;">工事監理者 住 所 氏 名</p> <p>建築基準法施行細則第 16 条により報告します。</p>	
1	建築主(築造主)住所、 氏名
2	確認年月日番号 平成 年 月 日 第 山形県 号
3	建 築 敷 地
4	建 築 物 の 用 途
5	工 事 の 種 別
6	着 工 年 月 日 平成 年 月 日
7	工 事 進 捗 状 況
8	監 理 結 果
	※ 総合支庁受付

※印欄は、記入しないでください。